

資料2-7 異議等申立対応要領 改正前後対比表

改正前	改正後	備考
<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>1. 異議等は異議および苦情を指し、それぞれの定義は以下のとおりとする。ただし、法令等で定められている事項への異議等は対象外とする。</p> <p>異議：本委員会およびプロセス評価委員会における作為または不作為に関する不適切な審議または不適切な手続きの事実にもとづき、評価結果の再考を求めること。 (以下、略。)</p>	<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>1. 異議等は異議および苦情を指し、それぞれの定義は以下のとおりとする。ただし、法令等で定められている事項への異議等は対象外とする。</p> <p>異議：本委員会およびプロセス評価委員会における作為または不作為に関する不適切な審議または不適切な手続きの事実にもとづき、評価結果の再考を求めること。 (以下、略。)</p>	<p>本要領内での「もとづき」の下線部は、漢字に統一する。</p>
<p>第3章 異議等申立審議委員会 (委員会の決定事項)</p> <p>13. 異議等申立に対する決定事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異議申立等の却下</li> <li>評価結果の変更</li> <li>調査および審議結果にもとづく必要な対策</li> </ul>	<p>第3章 異議等申立審議委員会 (委員会の決定事項)</p> <p>13. 異議等申立に対する決定事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異議申立等の却下</li> <li>評価結果の変更</li> <li>調査および審議結果にもとづく必要な対策</li> </ul>	<p>本要領内での「もとづく」の下線部は、漢字に統一する。</p>
<p>第4章 その他 (本委員会での処理)</p> <p>15. 本委員会は、審議委員会の決定にもとづき必要な対応を行う。</p>	<p>第4章 その他 (本委員会での処理)</p> <p>15. 本委員会は、審議委員会の決定にもとづき必要な対応を行う。</p>	<p>本要領内での「もとづき」の下線部は、漢字に統一する。</p>
<p>〔付-1〕</p> <p>【申立の区分】（異議・苦情）← いずれかに○を付けてください。 ～参考～</p> <p>異議：本委員会の作為または不作為に関する不適切な審議あるいは手続きの事実にもとづき、評価結果の再考を求めること。 苦情：本委員会の評価プロセスにおいて不公平又は不利な扱いを受けたことへの苦情もしくは承認した民間規格への不満など。</p> <p>【申立の内容】出来るだけ具体的な内容（対象となる委員会、規格および発生した日時など）を記載し、関連する資料を添付してください。また、記入欄が不足する場合は2枚目以降に添付して下さい。</p>	<p>〔付-1〕</p> <p>【申立の区分】（異議・苦情）← いずれかに○を付けてください。 ～参考～</p> <p>異議：本委員会の作為または不作為に関する不適切な審議あるいは手続きの事実にもとづき、評価結果の再考を求めること。 苦情：本委員会の評価プロセスにおいて不公平又は不利な扱いを受けたことへの苦情もしくは承認した民間規格への不満など。</p> <p>【申立の内容】出来るだけ具体的な内容（対象となる委員会、規格および発生した日時など）を記載し、関連する資料を添付してください。また、記入欄が不足する場合は2枚目以降に添付して下さい。</p>	<p>本要領内での「もとづき」の下線部は、漢字に統一する。</p> <p>本要領内での「出来るだけ」の下線部は、平仮名に統一する。</p>